

### 第3節 学長特別補佐設置から副学長制の導入へ

#### 第1項 学長特別補佐

1995年4月1日、千葉大学に学長特別補佐が設けられた。その背景にあったのは1994年6月の大学審議会組織運営部会の報告「大学運営の円滑化について」であり、そこでは学長のリーダーシップ強化と、それをめざすための学長の補佐体制の整備が提言されていた。

千葉大学における学長特別補佐設置の理由を、『千葉大学学報』(730号)は、つぎのように記している。

規模の拡大、組織運営の複雑化とともに、学長の職務は、日常の校務処理を始め、各部局の将来計画等の相談、全学的な調整、学内及び学外の各種会議や諸行事への出席等広範多岐にわたり、その負担は大きなものとなってきている。

今後はさらに、教育改革(全学協力体制による普遍教育の実施)の充実発展、教育研究の国際化、生涯学習への対応等々本学に与えられた課題はますます増大し、学長の職務も荷重になっていくものと予想される。

そこで、このような状況に対処するため、学内措置として、学長特別補佐を設置することとした。

すなわち、本学の重要課題である教育改革をさらに推進し、充実発展させるとともに、近年その重要性が増大してきている教育研究の国際化に対応するための教育担当の学長特別補佐1名、及び1万人を超える学生の教育環境の一層の充実を図るための学生担当の学長特別補佐1名を置き、学長の職務を助けることとした。

教育担当の学長特別補佐は大学教育委員会委員長に、学生担当の学長特別補佐は学生部長に、それぞれ学長が委嘱することとしている。

また、学長特別補佐の設置に併せて、大学の管理運営に関する重要事項で学部間の調整を要する事項について審議するため、学長、学長特別補佐、附属図書館長、9学部長及び事務局長をもって組織する学長補佐会議を設置することとした。

ここにみられるように、学長特別補佐の1人は、普遍教育の始動にともない設けら

### 第3節 学長特別補佐設置から副学長制の導入へ

れた大学教育委員長であり、いま1人は事務局へと一元化される以前の教員が併任する学生部長であった。前者は教育研究担当の、後者は学生担当の特別補佐として学長の職務を助け、協力して複雑化多様化する大学の運営にあたらうという趣旨であった。

この学長特別補佐導入の経緯は、『千葉大学広報』(93号)によると、つぎのようである。

平成3年の大学設置基準の大綱化以来、本学は、教育改革を最大の課題として、教育課程の改革及びそれを実施するための組織改革に学長を中心として精力的に取り組んできた。それは、平成6年度のカリキュラム改革及び教養部の改組と学部・大学院の充実という形で実現をみた。この改革の検討の過程の中で副学長体制について議論があったが、当面は大学改革を最重要課題として、大学改革の進むべき方向を第一に検討した。平成6年度になって、大学改革(教養部改組等)の実施の段階に入ったこともあり、その方向が見えてきた中で、また、大学改革の検討の過程で大学の責任者としての学長の役割の重要性を認識する機運もでてきたこともあって、学部等の中から副学長体制設置の声が出てきた。

さらには、平成6年6月の大学審議会組織運営部会の報告「大学運営の円滑化について」に、学長の補佐体制について、大学運営の円滑化のための副学長制の導入についての提言があり、本学では、これを前向きに受け止め、平成6年11月の部局長会議において、学長補佐体制の整備について検討を開始し、平成7年1月の部局長会議において、副学長制の導入を前提とする学内措置として学長特別補佐2名の導入を図ることを決定、同月の評議会においても了承を得て、学長特別補佐制度を発足させた。

すなわち、普遍教育の始動のなかで学長(および執行部)の役割の重要性が再認識された点と、大学審議会組織運営部会の報告が学長のリーダーシップと補佐体制の整備を強調した点が、学長特別補佐制度設置の動因であった。さらに、この学長特別補佐制度は、当初から、その延長線上に副学長制度を展望していたといつてよい。

## 第2項 副学長制

国立大学における副学長制度は、1973年、筑波大学の設置にともなう学校教育法の改正によって制度化された経緯をもつ。副学長制や参与会制、学系・学群制などの特徴をもつ筑波大学方式は、「新たな大学管理方式」として、激しい賛否の議論を呼び

起こした。同年以後に設置されたすべての国立大学には、副学長が設けられ、「学長のリーダーシップの充実」が図られてきた。学校教育法第58条第4項は、「副学長は、学長の職務を助ける」と規定し、副学長の職務を、学長の職務遂行にあたって、学長のスタッフとして大学の運営上の諸問題の処理に参画する形や学長の指揮のもとにその職務の一部を分担する形などさまざまな方法で学長の職務を補佐することとしている。もとより副学長は必置の職ではない。また学部長や図書館長等のように常に教授をもって充てられる職でもない。法的には大学の判断によりおくことができるものとされ、また大学の事情により教授をもって充てることも可能（そうでないものも可能）とされた職である。

国立大学の場合、国立学校設置法施行規則第2条で個別の大学の副学長の設置が定められており、1996年5月11日公布・施行された文部省の「国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令」によって、千葉大学に2名の副学長が設置された。その理由を『千葉大学学報』（745号）は、つぎのように述べている。

近年、大学の規模の拡大、組織運営の複雑化、社会との関係の密接化などに伴い、学長の職務は広汎多岐にわたり、学長一人で対応することが困難な状況が生じてきており、学長補佐体制の整備が課題となっていた。

また、学術研究の高度化、科学技術の進歩、社会の変化などに対応し、教育研究の高度化、活性化、個性化を主眼とする大学改革が強く求められ、本学においても平成6年4月に教養部を廃止し、4(6)年一貫教育を基本方針とし、全学協力体制により普遍教育を行うという新カリキュラムを実施しているところである。

今後はさらに、教育改革の充実発展、教育研究の国際化への対応、生涯学習の推進等々本学の果たすべき役割はますます増大し、さまざまな課題に対処していく上において、大学の管理運営の責任者として学長の担うべき責務は、これまでと比較にならないほど大きなものとなっている。

また、本学のように全国でも有数の規模をもつ総合大学にあっては、数多くの課題に対し、各部局の意見を汲み上げつつ、速やかに全学的合意を形成し、解決していくためには、学長を支える補佐機関を設け、学長が十分リーダーシップを発揮できるようにしていく必要がある。

このため、学長の職務を助け、担当する校務について企画し、連絡調整に当たる副学長2人を設置するものである。

副学長の選考は、学長が本学専任教授のうちから候補者を選定し、評議会の承認を

### 第3節 学長特別補佐設置から副学長制の導入へ

得るものとし（千葉大学副学長選考基準第2条）、任期は2年（再任可）とするが、学長在任期間を超えることができないものとされた（千葉大学副学長選考基準第3条）。

副学長の職務は、教育改革の充実発展及び教育研究の国際化に対応するための教育担当と、学生の教育環境の一層の充実及び入学試験に対応するための学生担当とされた（千葉大学副学長職務分担規程第2条）。

また、副学長の設置に併せて、大学の管理運営に関する重要事項で学部間の意見調整を要する事項について学長を補佐するため、学長、副学長、9学部長及び事務局長をもって組織する学長補佐会議を設置することとした。

なお、副学長の設置に伴い、平成7年度から学内措置として設置された学長特別補佐は廃止された。

千葉大学の規模の拡大が冒頭に記されていることは特徴的であるが、実際、このとき、本学は9学部、2つの独立研究科を含む8つの大学院研究科、2つの全国共同利用の研究センター、その他の附属施設を持ち、学部学生約12,300名、大学院学生約2,200名、計14,500名（うち外国人留学生約640名）を数える全国でも有数の規模をもつ総合大学となっていた。

1996年には千葉大学と名古屋大学に副学長制度が設けられたことにより、33の国立大学と国立短期大学に計63名の副学長がおかれることとなった。ちなみに、これら33大学のうち、千葉大学をはじめ7つの大学におかれる副学長については、その大学の教授をもって充てるものとされた。

「千葉大学副学長選考基準」ならびに「千葉大学副学長職務分担規程」は1996年5月11日から施行され、同時に部局長会議に関する申し合わせは次のように変更された。

千葉大学部局長会議について

- 1 本学の管理・運営に関する重要事項について意見交換を行うため、部局長会議を置く。
- 2 部局長会議の構成は、次のとおりとする。
  - 一 学長
  - 二 副学長
  - 三 各学部長
  - 四 附属図書館長及び医学部附属病院長
  - 五 社会文化科学研究科長、自然科学研究科長、真核微生物研究センター長、環境リモートセンシング研究センター長及び外国語センター長
  - 六 事務局長
- 3 部局長会議の性格及び開催日は、次のとおりとする。

- 一 学長の補佐機関とする。
- 二 本会議は、毎月1回、評議会（常会）開催日の前週の火曜日午後2時から定例会議を開くことを原則とする。
- 4 千葉大学部局長会議について（平成7年3月7日部局長会議申合せ）は、廃止する。
- 5 この申合せは、平成8年5月11日から実施する。

（『千葉大学学報』745号）

## 第4節 社会文化科学研究科（博士課程）の創設

総合大学院6研究科構想のうち、3研究科を自然科学総合研究科にまとめた1983（昭和58）年7月の「バラ色本」（第2章第4節を参照）では、方針の(3)として

人文学部改組による学年進行中の文学部及び法経学部を主な母体とする「人間文化」及び「社会科学」の2研究科構想は、まず、文学、法学及び経済学の修士課程研究科を設置し、これの完成後に博士課程総合研究科の設置を期する。

と述べていた。まさにその言葉どおりに、1985年4月文学研究科、社会科学研究科（修士課程）が発足し、1986年度に完成すると、人文社会系総合研究科設置に向けての検討が始まった。

すなわち、「人文・社会科学系総合研究科構想の検討を促進すること」について1986年4月部局長会議、評議会の了承が得られ、総合大学院設置特別調査委員会のもとに人文・社会科学系総合研究科部会が設置されて、5月20日同部会の初会合が開かれたのである。主査には井出学長の指名により宇野俊一文学部長が、副査には同じく杉岡碩夫法経学部長が選任された。文・法経2学部が構想の中心であったことは、このほかに両学部各3名の教授が委員となったこと、当分の間部会の事務は「文学部・法経学部事務部において処理する」とされたことで明らかであるが、教育学部と教養部もおおの部の部長と教授2名が委員に選ばれた。両学部にも所属する人文社会系の人材活用を考えてのことであろう。その他の学部は教授各1名の委員である（1986年5月20日 同部会配布資料、議事要録等）。

7月7日の第2回部会では、「基本的かつ具体的な検討を進めるため」主査・副査の他、文・法経・教育・教養4部局各2名、計10名からなるワーキンググループをつくること決定された（同部会議事要録）。4部局が各々提出した様々な案は、この